

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和8年3月11日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 飛賀 貴夫

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
安全・安心な通学路を	車社会の現代において、児童生徒が登下校を行う通学路に車両が突っ込み、死傷者が発生する哀しく、痛ましい事故が後を絶ちません。 安全・安心な通学路の確保について、町の考えをお伺いいたします。 1. 歩道の管理責任の所管は 2. 通学路として指定された場合の管理責任の所管は 3. 宇美町通学路交通安全プログラムの内容とその活用方法は 4. 宇美町通学路安全対策会議の開催状況は 5. 町内通学路で危険箇所の把握は 6. 横断歩道の白線や道路標示の維持管理者は 7. 歩道に設置されるガードレール等の設置要件は 8. ひばりが丘災害復旧工事が完了し、片側通行が解除され、通学路として両側の歩道が利用できるようになったが、災害前に法面に設置されていた階段の復旧計画はあるのか	町 長 教育長